

平成二十一年二月十六日提出
質問第一二八号

在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第八七号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、「お尋ねの移転は、平成十九年三月三十日に実施しており、お尋ねの建物に係る賃料は発生しない。」との答弁がなされ、在ロシア日本国大使館（以下、「大使館」という。）の新建物への移転が既に完了し、新建物には賃料がかかっていないことが明らかにされている。その一方で、二〇〇六年十二月十九日の政府答弁書（内閣衆質一六五第二三四号）でその合計賃料が月額約九百五十六万円であるとされている「大使館」の旧建物と大使公邸については、「前回答弁書」で「現在、外務省がロシア連邦政府と協議中であり、現時点でお答えすることは困難である。」との答弁がなされ、その取り扱いについてのロシア政府との協議（以下、「協議」という。）が未だ完了していないことが明らかにされているが、「協議」はいつから始まっているのか明らかにされたい。

二 「協議」が未だ完了していないのはなぜか。

三 在ロシア日本国特命全権大使は、現在どの建物を大使公邸として使用し、居住しているのか、またその賃料は月額いくらか明らかにされたい。

四 「大使館」の新建物への移転が完了し、「協議」が完了していない今も、「大使館」の旧建物と大使公邸の、月額約九百五十六万円に上る賃料は支払われ続けているのか。「前回答弁書」では「先の答弁書（平成十九年三月二十三日内閣衆質一六六第一二二号）五についてでお答えしたとおりである。」と、何ら明確な答弁がなされていない。「大使館」の旧建物と大使公邸の取り扱いを巡り、「協議」が行われていることは既に承知しているところ、右二つの賃料を外務省が支払っているのか否かにつき、明確に答弁されたい。

五 四の答弁にある様に、外務省は「大使館」の運営について「外務省としては、大使館の移転に関し、予算を適正に執行していると考えている。」と、無駄はないとしているが、外務省がその様に認識している根拠は何か。四で、「大使館」が新建物へ移転した後も、旧建物と大使公邸の月額約九百五十六万円の賃料が未だに支払われているのなら、大変な税金の無駄遣いであると考えて。また、未だに「協議」が続けられている現状を鑑みても、「大使館」の運営に無駄がないとはとても言えないものと考えてるが、外務省の見解を示されたい。

右質問する。